

令和4年度県立都市公園指定管理者公募に係る質問の回答

淡路佐野運動公園

質問番号	箇所(頁)	質問	回答
1	募集要項 P.2 2 公園の概要及び管理区域	淡路市設置の第一野球場の夜間照明について、前回(H29年度)募集要項と今回とは規定の仕方が異なっています。即ち、前は県・市合同募集でしたが、今回は別途、市との契約により業務受託とされ、資料集に業務委託仕様書(案)が提示されています。 実体的に何が変わったのですか。 本件の優先交渉権を得れば、市との受託契約も自動的に優先交渉権を得たものと理解してよろしいですか。	淡路市の方針により、指定管理者制度による管理から業務委託に管理に変更するものです。 実態として、第一野球場の夜間照明の管理委託は、淡路市の業務委託契約書案に基づく内容に変更されます。 市の業務契約については、お見込みのとおりです。
2	募集要項 P.6 指定管理料の変更	募集要項 6-(2)-②-b 下から5行目「利用料金収入が計画と異なる場合にあっても指定管理料は変更しません。」とあるところ、現行で導入されている「インセンティブ制度」は、どのように反映されますか。 仮に、今回提示の基準額 83,486 千円にインセンティブ分が含まれているのであれば、その算定式などについてご教示ください。	利用料金収入については、インセンティブとして、収入実績(2か年平均)の伸び率が110%以上である場合は、増加率のうち2分の1を公募施設共通のインセンティブとして、前回基準額に上乘せしています。 今回の基準額にもインセンティブ分は含まれており、金額は2,149千円/年です。
3	資料集 P.2 年度毎の基準価格	指定管理料について、令和3年度実績では85,784千円ですが、令和5年度以降の指定管理料は83,486千円(▲2,298千円)が基準額として提示されています。 最近の光熱費やガソリン価格の高騰に加え、最低賃金の大幅上昇や社会保険の適用拡大など義務的経費である人件費も増え続けています。 指定管理料(基準額)は過去の金額をベースにするのではなく、公募時の最新の情報を基に積算し現実にそった額を示すべきと考えますが、県の考えはいかがですか。 あわせて、令和5年度以降(基準額)の指定管理料を減額している理由を詳細に説明してください。	令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言等が発出された影響に鑑み、指定管理施設の利用料金収入の減少、感染症防止対策経費の増加等に対し、指定管理料の見直し(補填)を行いました。 県としては、社会情勢等に応じて、必要性を検討の上、その都度、全県一律の考え方のもと、指定管理料の調整を行うこともあります。 なお、指定管理料の基準額の算定方法については、お答えできません。 <b>令和4年度は、光熱水費の高騰の影響によるかかり増し経費を追加交付しました。</b>
4	資料集 P.2 年度毎の基準価格	最近の光熱費やガソリン価格高騰に伴うランニングコスト増に加え、最低賃金の大幅な上昇や社会保険の適用拡大など義務的経費である人件費も増え続けていますが、指定管理料(基準額)は減額提示されるなど、増加要素がきっちり反映しているようには見えません。 適正な管理運営を行うためには、これに必要な職員を配置するとともに、一定のサービス水準を維持する必要があります。最低賃金の引上げや社会保険の適用拡大に伴う雇用主負担増、物価高騰によるランニングコスト増となった場合には、指定管理料の増額について、今後ご対応いただけますか。	県としてはご指摘の事例を含め、社会情勢等に応じて、必要性を検討の上、その都度、全県一律の考え方のもと、指定管理料の調整を行うこともあります。 <b>令和4年度は、光熱水費の高騰の影響によるかかり増し経費を追加交付しました。</b>
5	募集要項 P.3 (2)運営管理 ⑦施設命名権導入に伴う対応業務	「施設命名権導入に伴う対応業務」の業務内容は、⑧の「広告誘致に伴う対応業務」と同じような業務内容ですか。その場合、一部指定管理者の収入になりますか。	淡路佐野運動公園は、現時点でネーミングライツの募集対象となっていませんが、県の判断で募集が開始され、企業等から申込みがあった場合は、看板表示変更のための工事等に際して、企業等からの相談対応を行うことや、施設の愛称に合わせてパンフレット、チラシを修正することなどを想定しています。 広告のように指定管理者が広告料等を定めたり、募集を行ったりするものではありません。 また、ネーミングライツの収益は、施設の運営・管理や利用促進に役立てられていますが、指定管理者の収入にはなりません。
6	募集要項 P.6 ②指定管理料の変更 a	「指定管理者は、予算に応じた管理水準案を作成し、県に提出しなければなりません。」とありますが、管理水準案ではなく、作業計画案ですか。	指定管理期間内に当該項目に記載の状況が発生した場合を想定しており、予算に応じた変更管理水準書の作成が必要となります。県と協議し変更管理水準が盛り込まれていれば、資料の種類は問いません。
7	募集要項 P.7 ④利用促進事業 a	前回要項に示されていた利用促進事業の定義の中に「支出が収入を上回る事業」とありましたが、今回の要項では記載がありません。今回の要項で利用促進事業と定義された内容であれば収入が支出を上回る事業であっても利用促進事業となると考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
8	募集要項 P.8 ⑦修繕費等の取扱い	現地説明会において、第2野球場の掲揚柱が使用できない旨の説明がありましたが、利用者から使用したいとの要望があります。老朽箇所等の改修計画はありますか。	令和5年度以降に改修する予定です。

9	資料集別表1 貸与備品一覧表	運動施設の整備機械類を中心に配置より15年以上経過したものが多く、維持費用が増加していますが、整備機械等の更新計画はありますか。	整備機械等について計画的な更新の予定はありません。
10	管理水準書	公園内に健康遊具が設置されていますが、管理水準書に記載がありません。遊具としての日常点検、定期点検が必要ではないかと考えます。管理水準をお示してください。	遊具として記載はしていませんが(2)工作物に含まれています。そのため、点検頻度や留意事項において管理水準を示しています。 管理水準を明確にするため管理水準書に追記します。
11	管理水準書(資料編)P.8 清掃区域図 其他園地	多目的広場横の其他園地について、清掃区域にもなっているが、一部工事残土のような盛土があり、仮設の柵で囲まれて公園利用者(子供)や安全管理上支障をきたす恐れがあります。今後どのように処理される予定なのか、具体的にご教示ください。	将来的には撤去しますが、しばらくは現状が続く予定です。
12	管理水準書(資料編)P.6	芝生地と示されている部分について、芝生が無い状態ですが、管理水準を変更される予定ですか。もしくは、芝生の植え直しが予定されていますか。	整備当初からの経年変化により、実態として芝生から芝生以外の植物が優占する草地へ遷移している部分があります。これらの部分の管理作業としては、芝生管理と同じですので、管理水準の見直しは予定していません。
13	管理水準書(資料編)P.5	クロマツの数量が「875本」と表示されており、下段にクロマツ等「16,713本」と表示されていますが、これらはどこに植栽されていますか。	クロマツ875本は、資料編P.5「4 樹木管理図」において緑色で示されている樹木です。クロマツ等「16,713本」は、赤色の範囲に苗木から植栽されたクロマツになります。
14	資料集別表1 1/5~	経年劣化によるトラブルが想定される以下の備品の更新は行われますか。 サッチ・黒土除去アタッチメント ローターブルム RBX52E 多目的作業車ワークマン 3200 トラクターハイゼール 4115HST 型 ハイバキューム TBS-180L 型 圧縮集草アタッチメント ハイバキューム TBS-180L 集草乗用スーパースワイプスターSS-48GCP 集草乗用スーパースワイプスターSS-48GP 乗用3連芝刈り機 リールマスター 2000D スポーツトラクタ 720H 型 自走式グランド整地機 スポーツレイキ SR-72H 型 自走式グランド転圧機械 コートローラー AT51BF-LCR コートローラー AT51CF-LCR12 型 スポーツレイキ SR-72H 型 薬剤散布スプレーヤー 定量散布スプレーヤー	「多目的作業車ワークマン 3200」及び、「薬剤散布スプレーヤー 定量散布スプレーヤー」については、令和4年度に更新する予定です。それ以外の備品については更新の予定はありません。
15	資料集別表1 2/5	現地確認の際に以下の備品を確認したところ、錆による劣化が進んでいますが、更新は行われますか。 第1サッカー場 トレーラーハウス	更新の予定はありません。
16	資料集別表2 5/8	管理事務所内の電話機がかなり古いですが、ビジネスホンサーバー等関連機器について、継続使用に耐えられますか。また、メーカーの耐用年数に問題は無いですか。	更新の予定はありませんが、通常利用において支障が出る場合は必要に応じて更新を検討します。
17	資料集別表2 8/8	屋外有料施設にあるスプリンクラーですが、腐食したものが多く、かなり古いものばかりですが、更新予定はありますか。	更新の予定はありません。
18	管理水準書P.17	灌水設備の埋設配管の漏水により、利用者からの要望(散水利用)の都度、送水バルブの開閉を行っていますが、根本的な修繕は行いますか。	根本的な修繕の予定はありません。
19	管理水準書P.11	第1・2野球場のスコアボードについて、躯体の劣化が進んでいます。併せて、既に躯体が劣化している状況下で、施設の安全管理業務及び万が一の事故の責任は、指定管理者側になりますか。	第1野球場のスコアボードは、令和4年度に躯体の再塗装を行います。第2野球場のスコアボードは、令和5年度以降に実施予定です。 県としては、現時点で事故が発生するまで躯体が劣化しているとは認識していませんが、指定管理者において、日常の安全管理・点検を行う中で、そのような危険性を発見した場合は、直ちに県に報告ください。
20	募集要項P.16 7. 指定管理者と県の責任分担	責任分担表での「税制の変更」について、消費税が増税もしくは減税となった場合の指定管理料については増減があるのでしょうか。	消費税の増税もしくは減税に応じた指定管理料の変更を行います。